

オープンソースの「今」を伝える

# Open Source Conference 2024 Nagoya

2024年5月25日 10:00～18:00

中小企業振興会館 3階 第2ファッション展示場

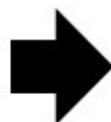
『OSSライセンスは著作権を元にしています』  
とは？

2024年5月25日

NEC OSS推進センター・姉崎章博



OSS License  
Checked!



◆拙著

<https://www.c-r.com/book/detail/1425>

# OSSライセンス

を正しく理解するための本

- OSSライセンスのコンサルティングに長年取り組んできた著者がていねいに解説！
- 著作権法とOSSライセンスに関するよくある誤解が解決できる！

に出版社が書いてくれたうたい文句

# 『OSSライセンスは著作権を元にしています』 の出典

- ◆ 「ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、著作権を元にしています」
  - 『自由ソフトウェアとは?』  
<https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.ja.html>
- ◆ 「GNU GPLは著作権をもとにしているので」
  - 『GNUライセンスに関してよく聞かれる質問』  
<https://www.gnu.org/licenses/gpl-faq.ja.html>

など

なのに、こんなことを言う人がいました

「GPLが著作権に基づいているなら、なおさら、

GPLは契約と考えるべきだよね」

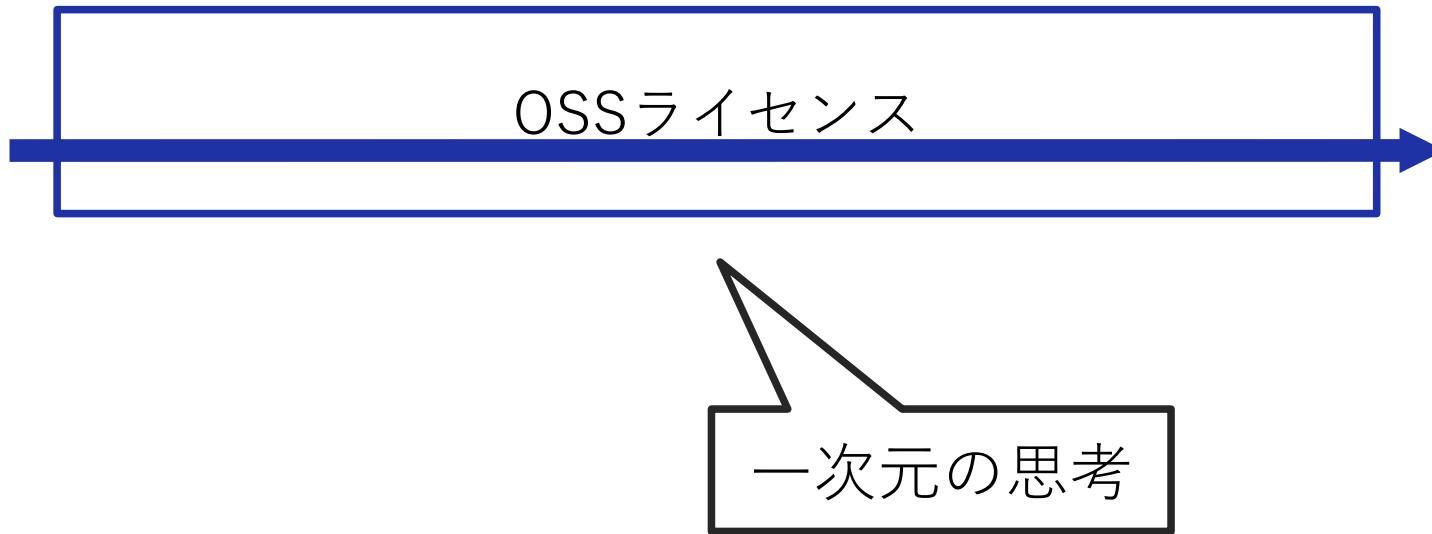
なぜ？？？

◆ 「契約」は、守るけど、

「法」は、やぶるもの？という感覚  ?

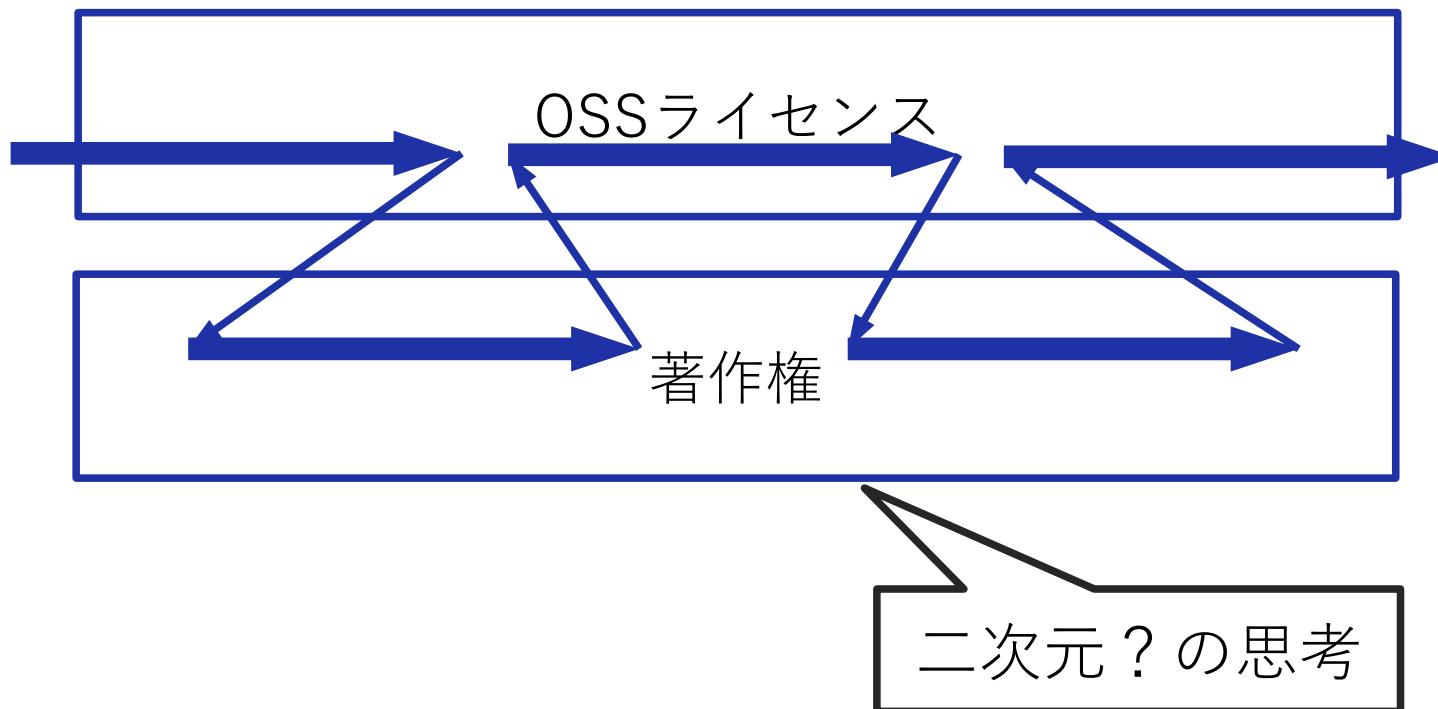
# OSSライセンスを契約と考えている人の思考

- ◆ 契約書だから、頭からじっくり読んで確かめる
- 契約書は頭からじっくり読めばいい



# OSSライセンスは著作権に基づづくと考えている人の思考

- ◆ OSSライセンスは、著作権を元にしている
- 必要に応じて、著作権法を確認する必要があります



なぜ

そんな面倒な読み方を

しなければならないのでしょうか？

# 決めた人が違うから

- ◆ OSSライセンス(の指定)は、著作者(開発者)の権利
- ◆ 著作権(法)は、各国で制定(ただし、ベルヌ条約で調整されています)

OSS開発者が(指定を)決める

OSSライセンス

著作権

各国が調整された国内法を決める

では、この二つの関係は？

◆権利を決めているのは、OSSライセンスではなく、

各国著作権法

◆OSSライセンスは、決められた権利を

権利者がどう使うかが書かれています

…？

まだ、わかりにくいですよね…。

例えば…

# 権利とOSSライセンスの関係例を紹介します

1. GPLとのデュアルライセンスのOSS
2. プログラム開発したら私が著作者では？
3. GPLにリンクされたプログラムはGPLになる！？

# 1. GPLとのデュアルライセンスのOSS

## ◆ デュアルライセンス

受け取ったOSSを(使った製品を)再頒布(販売)する際、

GPLで良ければ、その条件を満たせば再頒布可能

GPLで不都合ならば、商用ライセンスを購入可能なMySQL等

- 不都合：OSSを使ったアプリのソース開示したくない場合とか
- GPLと商用の他、OSSライセンス同士の組合せもあります

なぜ、そんなことが可能なのでしょうか？

# OSSライセンスは、著作者の許諾だから

- ◆ゼロから開発したプログラムの著作者は、開発者です。
- ◆著作権法では、**複製権は著作者が専有する**と定義しています。
- ◆つまり、ただで入手したプログラムも無断で再頒布すると著作者の専有する複製権を侵害します。
- ◆だから、開発者は受領者が再頒布できるように、条件付きで再頒布を許諾するOSSライセンスを付けて、公開したプログラムが、OSSなのです。

著作権法 第二十二条（複製権）

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

繰り返しになりますが Webでタダで公開されているものは  
プログラムだろうと、音楽だろうと、文章だろうと、  
著作者に無断で(Web公開など)再頒布すると  
著作権侵害になります。

だから、OSSライセンスは、  
自由な頒布を制限するものではなく、  
条件付きで再頒布を許諾するもの。

つまり、開発者が頒布の条件を決める権利者だから

◆権利者は、OSSライセンスで頒布を許諾可能ですし

商用ライセンスで頒布を許諾することも可能

→ GPLで公開した自社プログラムを自社製品で

プロプラ(商用)として頒布(販売)することも可能

✓決して、各OSSがOSSライセンスにぶら下がったり、

登録する(プログラムに色が付く)ような関係ではありません

■ 「OSSライセンスは著作権を元にしている」ということは

まず、「開発者が権利者」ということを認識する必要があります

まとめると、開発者は権利者だから

- ◆ GPLで再頒布を許諾することも
- ◆ 商用ライセンスで使用や再頒布を許諾することも可能。

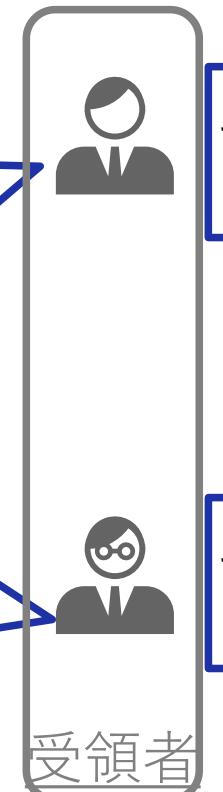
著作権の権利者  
(著作者)



プログラム

GPLで再頒布を  
許諾することも

商用ライセンスで  
使用や再頒布を  
許諾することも



プログラム

プログラム

には権利が無いので、同じ事はできません。

原著作者であれば、  
同じプログラムに対して、  
様々なOSSライセンスを設定できます。  
商用ライセンスでも。  
それが、原著作者の権利だから。  
というお話でした。  
ご質問はありますでしょうか？

でも

## 2. プログラム開発したら私が著作者では？

もちろん、開発プログラムの著作者はあなた

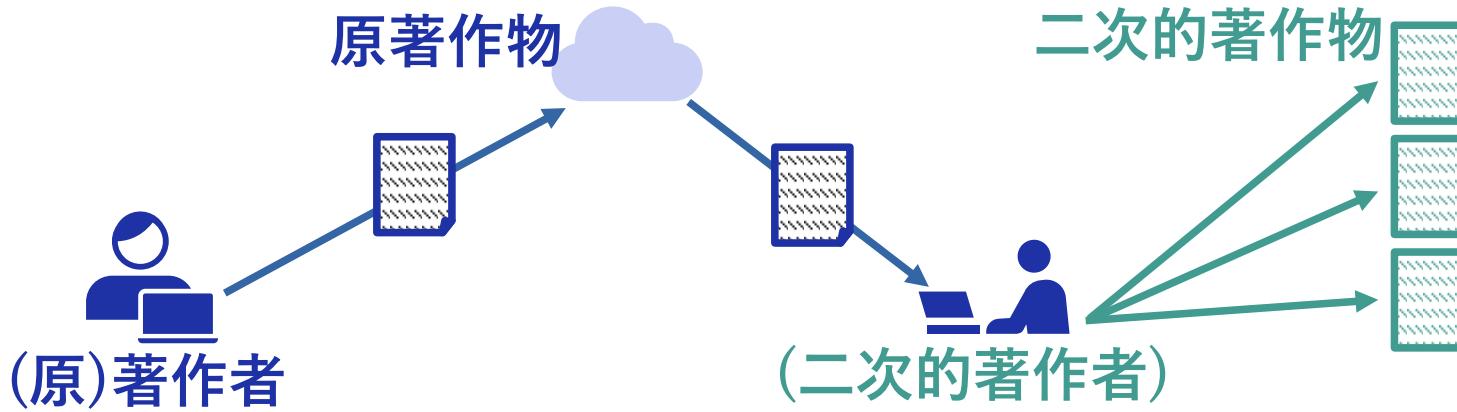
ですが、

あなたが原著作者でなければ、ライセンスは、

自由に付けられるわけではありません

なぜ？？？

# そのプログラムは二次的著作物だから



著作権法 第二十八条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

→(二次的著作者)と同じ権利を原著作者は持つ。

(二次的著作者)だけで  
条件を決められない

著作権法 第十一条（二次的著作物）

二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

# GPLに限らず、BSDもライセンスは変えられない

- ◆ 原著作物がGPLの場合に限らず、BSDライセンスの場合も商用ライセンスに変えられません
  - 著作権法 第十一条より、「二次的著作物に対するこの法律による保護は、その**原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない**」から。
- ◆ 製品にライセンスは一つと限りません
- ◆ ライセンスは本来、「許諾」の意味
- ◆ 権利者の数だけ「許諾」、つまり「ライセンス」が必要逆を言えば
- ◆ BSDライセンスでもGPLでも、条件を満たせば、商用ライセンスを被せることも可能
  - それが、FreeBSDベースのルータ商品や、商用Linuxディストリビューションです

# OSSを使った商用製品

## ◆ FreeBSDを使ったルータ製品



■二条項BSDライセンスの条件を満たした上なら商用ライセンスで販売(頒布)できます。

## ◆ 商用Linuxディストリビューション製品



■GNU GPLv2の条件を満たした上なら商用ライセンスで販売(頒布)できます。

二次的著作物の著作者であっても、  
原著作者の**条件を満たした上で**なければ、  
再頒布できない。  
というお話でした。

ご質問はありますでしょうか？

### 3. GPLにリンクされたプログラムはGPLになる!?

「GPLのライブラリをリンクしたら、GPLにしなければならない」

って、よく聞きますよね？

これって、どういう道理か、ご存じでしょうか？

単に、「GPLのルール」と思っている人も多いですが、

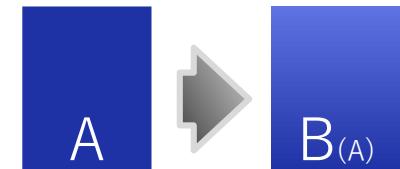
単純にGPLのルールで決められているわけではありません。

### 3-1. プログラムの二次的著作物の例

◆ 二次的著作物の創作には、以下のような例があります

■ 原著作物・プログラムAを創作的に開発**改造**して、

二次的著作物・プログラムBを創作する



■ 原著作物・プログラムAの創作的部分を**流用**して、

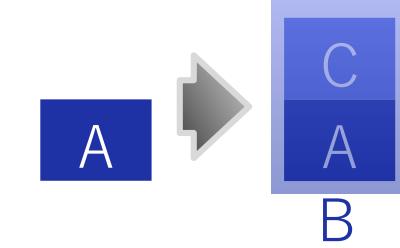
二次的著作物・プログラムBを創作する



■ 原著作物・プログラムCに

原著作物・ライブラリAを**リンク**して、

二次的著作物・プログラムBを創作する



## 3-2. 二次的著作物を頒布する場合

著作権法 第二十八条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

→ 原著作者の許諾も必要

著作権法 第十一条（二次的著作物）

二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

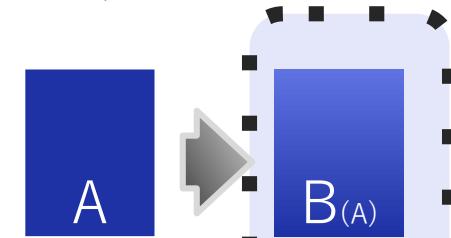
→ 原著者が示していた条件を満たす必要があります

# (再)3-1. プログラムの二次的著作物の例

◆二次的著作物の創作には、以下のような例があります

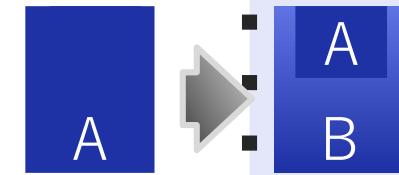
■原著作物・プログラムAを創作的に開発**改造**して、

二次的著作物・プログラムBを創作する



■原著作物・プログラムAの創作的部分を**流用**して、

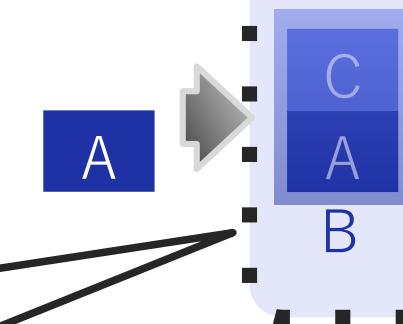
二次的著作物・プログラムBを創作する



■原著作物・プログラムCに

原著作物・ライブラリAを**リンク**して、

二次的著作物・プログラムBを創作する



どの二次的著作物Bを頒布する場合も、**原著作物Aを含む**ので  
原著作者の許諾条件を満たす必要があります。

### 3-3. 原著作者の許諾条件がGPLv2の場合

GNU GPLv2 2.⁹ a)…

b) 『プログラム』またはその一部を含む著作物、あるいは『プログラム』かその一部から派生した著作物を頒布あるいは発表する場合には、その全体をこのライセンスの条件に従って第三者へ無償で利用許諾しなければならない。

- 「このライセンスの条件に従って第三者へ無償で利用許諾」とは、「GPLv2で第三者へ無償で利用許諾」すること
- 二次的著作物の再頒布の条件をGPLv2にすることが頒布の条件

頒布の許諾  
条件はGPL

A

原著作物



二次的著作物

原著作物Cの二次的著作物でもありますが、  
Aの二次的著作物でもあります。  
Bの頒布は、Aの著作権も行使するので、  
少なくとも、GPLの条件で第三者に利用許諾  
する必要があります。

### 3-4. まとめてみると

- ◆ GPLv2の原著作物を含むから、  
開発したプログラムは、その二次的著作物
  - ◆ 二次的著作物の頒布は、原著作者の権利も行使するから  
原著作物の頒布条件であるGPLv2を満たさなければならない
  - ◆ GPLv2 第2条b)項で、  
「その全体をこのライセンスの条件に従って」  
との条件があるので、二次的著作物は  
第三者にGPLv2での再頒布を許諾しなければならない
- ✓ こういう、権利とライセンスの関係にあります。
- GPLをじっくり読んでも、こういう道理にはならないですよね

権利(著作権)の話

GPLv2の話

## なお、3-5. 頒布しなければ関係ない

◆ 二次的著作物を創作しても、  
それを頒布、つまり、原著作物の著作権を行使しなければ、  
許諾条件を満たす必要はありません。

→ GPLの原著作物を使ってシステム構築しても、  
頒布しなければ、GPLの条件を満たさなくとも  
著作権侵害となります。

GPLをリンクし  
ただけで、ソー  
ス公開しなけれ  
ばならない、と  
いう道理はあり  
ません。

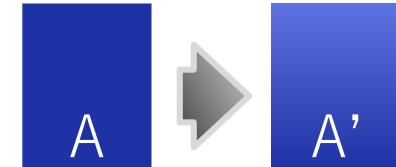
→ 逆に、システム構築でも、横展開など、著作権行使する際は、  
GPLの条件を満たさなければ、著作権侵害となります。

## さらに、3-5. プログラムの二次的著作物にならない例

- ◆ 改変しても二次的著作物の創作にならない例があります

- 原著作物・プログラムAを**非創作的に開発改造**

ex. 誰が改造しても同じになるBugFixなど ⇒ Aの複製

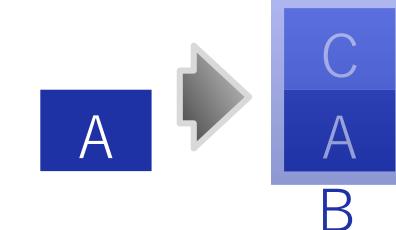


- 原著作物・プログラムAの**非創作的部分を流用**

ex. どこにもあるようなロジックなど ⇒ 著作物として保護されない

- 原著作物・プログラムCに

原著作物・ライブラリAをリンクするが、



ライブラリAを含まないプログラムBはプログラムCそのもの

ex. プログラムCのみ頒布する場合 ⇒ Aの著作権行使とならない

結局のところ

自分のしようとしている行為が、

他人の著作権を行使することになるのか、

確認することが大事。

そして、

それは誰のどの権利を行使することになるのか、

その権利行使の許諾条件は何か、

権利行使する前に、条件を満たしているのか

ライセンス条文を確認することが必要です。

ということで、

使うOSSには誰と誰の著作物が含まれ、

誰のどの著作権を行使しようとしているのか、

確認の上で、

その著作権行使の条件として、

どれとどれのOSSライセンスのどの条件を満たす必要が

あるのか検討しましょう。

体系的に学びたい方は、書籍をご覧ください

## 『OSSライセンスを正しく理解するための本』

<https://www.c-r.com/book/detail/1425>

追加の訂正情報があります:<https://jpn.nec.com/oss/osslc/ReaderErrataNo9.pdf>

◆CHAPTER 01 OSSの基礎

◆CHAPTER 02 OSSライセンスの概要

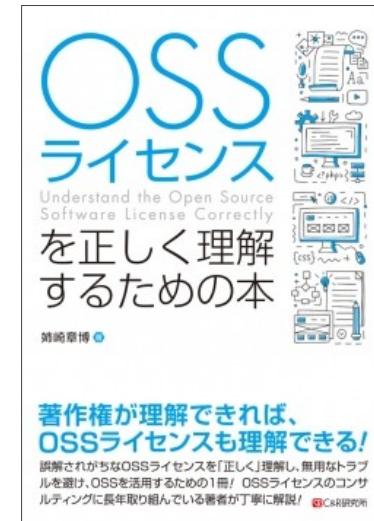
◆CHAPTER 03 OSSライセンスの都市伝説

◆CHAPTER 04 OSSを使ったビジネスで気をつけること

◆CHAPTER 05 トラブル回避のための基本的な施策案

◆CHAPTER 06 コンサル事例

◆CHAPTER 07 著作権法とNEC創立の関係



読解が面倒/苦手な方に、有償講義をしています

OSSライセンス コンサルティング <https://jpn.nec.com/oss/osslc/>

## 1. OSSライセンスと著作権法 講義

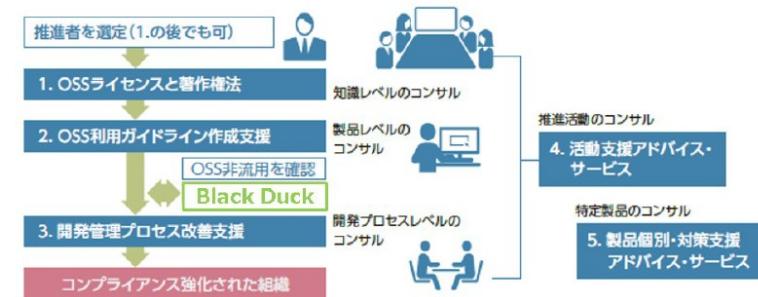
ミスリードしたガイドラインにしないために

## 2. OSS利用ガイドライン作成支援

開発管理プロセスの改善に

## 3. 開発管理プロセス改善支援

他に、



## 4. 活動支援アドバイス・サービス

## 5. 製品個別・対策支援アドバイス・サービス

まずは、**無料セミナー：オンライン**をご利用ください  
a-anezaki@nec.com まで、ご相談ください

- ◆ タイトル：OSSライセンスと著作権法のポイント  
～正しいOSSライセンスの理解の仕方～
- ◆ 時間：1.5時間 – 1時間超のセミナー、サービス紹介と質疑応答  
(1-2名から数十名でも可)
- ◆ 講師：NEC OSS推進センター 姉崎 章博
- ◆ スライド概要
  - テキスト：<https://jpn.nec.com/oss/osslc/doc/PointOfOSSlicenseAndCopyrightLaw.pdf>
  - フリーソフトウェアとOSSの概史
  - OSSライセンスはどんな条件が書かれているのか
  - OSSライセンスの位置づけ
  - OSSライセンスとソフトウェアライセンス(ex.EULA)との違い
  - 2009年12月、14社がGPL違反で提訴された
  - GPLv2 第3条の読み方
  - GPLは契約ではないならば、何か？
- ◆ 無料の理由：**企業・コミュニティ・弁護士問わず、都市伝説を語る人が多いため。**  
一度聞いてもらわないと、有償の価値をわかってもらいにくいため。

以上、

となりますが、

何かご質問はありますでしょうか？

# \Orchestrating a brighter world

NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、  
誰もが人間性を十分に發揮できる持続可能な社会の実現を目指します。



\Orchestrating a brighter world

**NEC**